



# 島根県報

平成28年11月22日（火）  
号外 第 177 号  
（毎週火・金曜日発行）  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【特定調達公告】

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等	（下水道推進課）	2
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等	（ ” ）	2
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等	（ ” ）	2
宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託に係る競争入札の参加資格等	（ ” ）	3

**特 定 調 達 公 告**

平成28年度において、宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年11月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達する役務の種類

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び肥料原料化による処分業務

2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。）に規定する下水汚泥等収集運搬業務及び下水汚泥肥料原料化業務の委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

要綱に定めるところによる。

平成28年度において、宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年11月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達する役務の種類

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化又は炭化製品化による処分業務

2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。）に規定する下水汚泥等収集運搬業務の委託契約及び下水汚泥セメント原料化業務又は下水汚泥炭化製品化業務の委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

要綱に定めるところによる。

平成28年度において、宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年11月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達する役務の種類

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及び資源化による処分業務

2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。）に規定する下水汚泥等収集運搬業務の委託契約及び下水汚泥セメント原料化業務、下水汚泥肥料原料化業務又は下水汚泥炭化製品化業務の委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

要綱に定めるところによる。

平成28年度において、宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年11月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達する役務の種類

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬及びセメント原料化による処分業務

2 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「要綱」という。）に規定する下水汚泥等収集運搬業務及び下水汚泥セメント原料化業務の委託契約に係る入札参加資格について、要綱第5条第1項による認定を受けている者であることとする。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

要綱に定めるところによる。